## 四季が丘自治連合会災害準備基金運用規程

(目的)

第1条 四季が丘自治連合会(以下「本会」という。)は、災害発生時における災害対策に要する経費の財源に充てるため、四季が丘自治連合会災害準備基金(以下「基金」という。) を設置する。

(基金の用涂)

- 第2条 基金は、前条の目的に資するため、次の各号に掲げる用途に活用する。
  - (1) 被災された方へのお見舞い
  - (2) 被災されて困っている方への支援
  - (3) 災害発生時の避難所等への不足支援物資の補充
  - (4) 災害時に使用した防災備品、備蓄品の補充等
  - (5) その他役員会で必要と認めた場合

(基金の積立)

- 第3条 基金の積み立て限度額は、1,200万円相当とする。
- 2 毎回基金として積み立てる額は、年度当初に計画する本会予算で定める。

(基金の管理)

- 第4条 基金に関する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ有利な方法により、 保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(基金の運用)

第5条 基金は、設置の目的に従い、役員会において3分の2以上議決により、その全部又は一部を運用することができる。ただし、事後において総会の承認を得なければならない。

(会計)

- 第6条 本会計は、その経理を明確にするため、特別会計として設置し、本会の一般会計と は区分して整理する。
- 2 基金は、本会予算で定める積立金及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第7条 基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運用益金の処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、本会の特別会計予算に計上し、この基金に編入する ものとする。

(取崩しの禁止)

- 第9条 本会計の取崩しはできないものとする。ただし、本会の一般会計にやむを得ない事情が生じ、本会計の繰替えが必要となったときには、総会において3分の2以上議決により、取崩しを行うことができるものとする。
- 2 前項の取崩しは、本会計額の4分の1を超えない額とし、確実な繰越しの方法、期間及 び利率を定め、本会一般会計に繰り替えて運用することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。